

高齢者支援課だより

令和3年7月21日

第11号

住宅改修取扱事業者 御中

住宅改修の負担割合の基準日について

日頃から小平市の介護保険事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。
住宅改修の負担割合の基準日について、厚生労働省の通知では、「領収書記載日」とすることとなっております。

小平市においては厚生労働省の通知に基づき、「領収書記載日」を基準に負担割合の判定を行っております。

ご存じのとおり、介護保険負担割合証の更新に伴い、8月から負担割合が変更となる場合もありますので、混乱が生じないように、7月末日までに工事を完了したのものについては、領収書記載日が8月以降の日付であっても完了時点での負担割合で判定いたします。

また、事業所におかれましても、工事完了日と領収書記載日が負担割合変更前と変更後で月をまたいだ日付とならないようできるだけ御配慮ください。

また、不適切な給付を避けるため、以下のような場合には、必ずしも領収書記載日で適用しない場合があります。

- 1 事前申請日より前の領収書記載日であるもの
- 2 認定有効期間外の領収書記載日であるもの
- 3 改修先住所に転居する前、または改修先住所から転居後の領収書記載日であるもの
- 4 完成日から相当期間経過後の領収書記載日のもの（体調の変化が想定されるため）

その他、やむを得ず工事完了日と領収書記載日が月をまたがり、負担割合が両月で異なる場合には、個別に高齢者支援課で負担割合の判定を行いますので、お問い合わせ下さいますようお願いいたします。

【問合せ先】

小平市健康福祉部 高齢者支援課 給付指導担当
電話：042-346-9595